

# 令和2年度 世田谷区民向け蓄電池の導入補助事業のご案内

世田谷区では、再生可能エネルギーの区内での有効利用及び災害時における有効な小規模分散型電源の普及拡大に繋げるため、蓄電池を導入する区民等に対し、導入費用の一部を補助いたします。

## 補助金を申請できる者（次のいずれかに該当すること）

区内在住の方

区内の集合住宅の共用部分のために対象機器を導入する集合住宅の管理組合

対象機器	定置型蓄電池システム	小型ポータブル蓄電池（小型可搬式）
補助金額	初期実効容量（kWh）× 1万円 （上限5万円。千円未満切捨て）	機器費（消費税を除く）の5分の1以内 （上限1万円。千円未満切捨て）
条件	太陽光発電システム（蓄電池と同時導入、または既に導入していること）を利用して充電できること。 蓄電池システムが、国が平成28年度以降に実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。 太陽光発電システムが、一般財団法人電気安全環境研究所による認証、または国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること等。	持ち運びが可能な太陽光発電パネル（蓄電池と同時購入、または既に購入していること）を利用して充電できること。 蓄電容量が400Wh以上のもの等。

対象機器導入済・購入後の申請は受付できないため、ご注意ください。

中古品及び個人売買により購入したものは補助の対象外です。

補助は対象機器のいずれか一方、1回限りとなります。

対象機器の条件等の詳細は、区ホームページに掲載しております。（区ホームページ 住まい・街づくり・環境 環境 せたがや版 RE100（再生可能エネルギーの普及・促進）より）

予算の執行状況によっては受付を終了する場合があります。

ご不明な点などは、お問い合わせください。

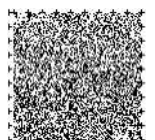
## <問合せ先>

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区環境政策部エネルギー施策推進課

（区役所第1庁舎5階53番窓口）

電話：03-5432-2273 FAX：03-5432-3062



## 手続きの流れ

**見積もり** ( 小型ポータブル蓄電池は、対象機器の規格・価格等がわかるカタログ等があれば不要です。)

**交付申請書提出**【令和2年4月20日より受付開始】

審査

交付決定

**対象機器設置・購入**【令和3年3月10日まで】

**実績報告書提出**【令和3年3月20日まで】

審査

交付額確定

**請求書提出**

補助金の支払い

が申請者が行う手続きです。

## 交付申請時に必要な書類

	定置型蓄電池	小型ポータブル蓄電池
< 申請書添付書類 >		
対象機器の見積書	○	×
対象機器の規格等がわかるカタログ等	○	×
対象機器の規格・価格等がわかる見積書又はカタログ等	×	○
対象機器設置前の現況写真	○	×
対象機器と太陽光発電システムとの接続図	○	×
太陽光発電システムが条件に適合することを証明する書類 ( 詳細は区ホームページよりご確認ください)	○	×
持ち運び可能な太陽光パネルの購入状況がわかるもの	×	○
( 申請者が個人の場合 ) 以下の2点全て ・申請者の住所が確認できるもの( 住民票、運転免許証など )の写し ・特別区民税納税証明書	○	○
( 申請者が管理組合の場合 ) 以下の3点全て ・管理組合の規約の写し ・現在の理事長が選任されたことを確認できる書類の写し ・蓄電池システムの購入に係る管理組合の総会の決議書又はそれに代わるものの写し	○	○

交付申請書、実績報告書、請求書などの各種様式は、区のホームページよりダウンロードいただくか、エネルギー施策推進課窓口( 表面問合せ先 )でお渡しできます。

( 区ホームページ 住まい・街づくり・環境 環境 せたがや版 RE100 ( 再生可能エネルギーの普及・促進 ) より )